船橋市住民基本台帳に係る異動届出の本人確認に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく異動届出をしようとする者に対し、本人確認を行うことにより、個人情報の保護を図り、併せて虚偽による届出を防止することを目的とする。

(本人確認の対象とする届出)

第2条 本人確認の対象とする届出は、転入届・転居届・転出届・世帯変更届(以下「異動届」という。)とする。

(本人確認の対象者)

第3条 本人確認の対象者は、異動届の届出人を対象とする。

(本人確認の方法)

- 第4条 第2条の届出人に対し、次の各号により本人の確認できる書類等(以下「本 人確認書類等」という。)の提示を求め本人確認を行うものとする。
  - (1) 異動届の届出人が、異動届に記載された届出人本人であるか、代理人等であるかを確認する。
  - (2) 異動届の届出人に対し、本人確認書類等の提示を求める。
  - (3) 届出人が代理人等の場合には、本人確認書類等を本人に了解のうえ写しをとり 異動届に添付する。ただし、その者が船橋市における住所での同一世帯員である 場合には、これを省略できるものとする。
  - (4) 代理人が法定代理人の場合は、戸籍謄本、その他その資格を証明する書類の提示、または提出を求めるものとする。

代理人が法定代理人以外の場合は、委任者と受任者双方の氏名及び住所と委任 事項が明記され、委任者の署名又は記名及び押印のある委任状を提出させるもの とする。

代理人がやむを得ない理由により、前述の書類を提示、または提出できない場合は、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任にあたるものであることを説明する書類を提示し、または提出させるものとする

- (5) 届出人が本人、世帯主または代理人等のいずれであっても、提示された本人確認書類等が要件を満たさない場合、もしくは届出内容に疑義が生じた場合においては、住民基本台帳法施行規則第8条第2項の規定に基づき、「聴聞」その他市長が適当と認める方法で本人確認を補うものとする。
- (6) 本人確認書類等を有しない者については、それに代わるその他適当と認められる書類の提示を求め本人確認に努めるが、本人確認が不十分と思われる場合は、 異動届は受理審査を行った上で、一時的に預かるなどの措置を講じ、必要に応じて住民基本台帳法第34条の規定に基づく実態調査等を実施する。
- (7) 本人確認を行った旨を異動届に記録する。
- 2 本人確認の際に提示させる本人確認書類等は、別表に掲げるものとする。

# (郵送による転出届)

- 第5条 郵送による転出届には次の各号により、処理するものとする。なお、郵送による転出届の届出人は、原則として異動する本人とする。ただしやむを得ないと判断される事情がある場合はこの限りではない。
  - (1) 郵送による届出の場合、窓口で本人確認が行えないため、本人確認書類等の写しを添付させることにより本人確認とする。本人確認書類等の写しが添付されていない場合、届出人に連絡の上、郵送等により送付させる。
  - (2) 本人確認書類等を有しない者については、電話により住民基本台帳法施行規則第 8条第2項の規定に基づき、「聴聞」その他市長が適当と認める方法で本人確認を 補うものとする。

# (異動者への通知)

第6条 本人確認が不十分なとき、(省略)又は同一世帯以外の人が異動届を届出した とき及びその他疑義があるときは、次の各号により異動した本人に対し住民異動 の届出があった旨の通知書を送付する。ただし、相当と認める場合は、通知書の 送付を省略できるものとする。

- (1) 異動した本人に対し通知書を異動前の住所地に、また、必要と認められる場合は 新住所地にも送付する。異動者が複数いるときの宛名は、異動者のうち異動前の住 所における世帯主があればその者、ないときは異動者のうちの年長者とする。
- (2) 通知書を送付した場合は、本人確認通知発送簿に記録し、当該異動届に発送日を 記入の上、本人確認通知発送簿に異動届の写しを綴り保存する。
- (3) 通知書が返戻された場合は、封筒及び本人確認通知発送簿に返戻の日を記載のうえ、通知書を封筒とともに異動届の写しに一緒に綴り保存する。
- なお、再送は行わない。ただし、必要と認める場合はこの限りでない。 (4) 本人確認通知発送簿及び異動届の写しは当該年度の翌年から1年間保存する。
- (5) この通知にかかる業務は、当該異動届を管轄する事業所において行う。 附 則
- この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

# 別表 (第4条第2項関係)

# ア 本人確認時1枚提示でよいもの

法律又はこれに基づく命令の規定により交付された写真のある書類

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、 戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電 気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能 証明証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、 検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、個人番号カード (写真有)、住民基本台帳カードB(写真有)、官公署がその職員に対して発行した身 分証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書又はこれ らと同等の書類

# イ 本人確認時に2点以上提示するもの

(イ+イ) 又は (イ+口) は可、(口+口) は不可

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、国民年金証書、基礎年金番号通知書、厚生年金手帳、厚生年金証書、共済年金証書、恩給証書、生活保護受給証明書、個人番号カード(写真無)、住民基本台帳カードA(写真無)又はこれらと同等の書類

口

社員証及び学生証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券、 消印のある本人宛の郵便物、各種会員証、税及び公共料金の領収書、定期券、シルバー身分証又はこれらと同等の書類